

佐倉市条例第 号

佐倉市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(佐倉市道路占用料条例の一部改正)

第1条 佐倉市道路占用料条例（昭和46年佐倉市条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位		占用料
法第3 2条第 1項第 1号に 掲げる 工作物	第1種電柱	1本につき	1年	630円
	第2種電柱	1本につき	1年	970円
	第3種電柱	1本につき	1年	1,300円
	第1種電話柱	1本につき	1年	560円
	第2種電話柱	1本につき	1年	900円
	第3種電話柱	1本につき	1年	1,200円
	その他の柱類	1本につき	1年	56円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき	1年	550円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	1年	330円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき	1年	470円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき	1年	2,200円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円	
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	110円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	110円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	210円

	トル以上0.2メートル未満のもの		につき		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が1.0メートル以上のもの		長さ1メートルにつき	1年	760円
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき	1年	1,100円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき	1年	540円
	地下に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき	1年	540円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき	1年	540円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき	1日	22円
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき	1月	220円
道路法施行令(昭和27年政令第479号)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	220円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき	1年	2,200円

号。以下「政令」という。） 第7条第1号に掲げる物件	標識		1本につき	1年	900円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき	1日	220円	
		その他のもの	1本につき	1月	220円	
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき		1日	220円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき		1月	220円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき		1月	2,200円
その他のもの		1基につき		1月	1,100円	
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき		1年	1,100円	
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき		1月	220円	
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき		1月	110円	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種

電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

(佐倉市法定外公共物管理条例の一部改正)

第2条 佐倉市法定外公共物管理条例（平成13年佐倉市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

種別		単位		占用料
道路法 第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1本につき	1年	630円
	第2種電柱	1本につき	1年	970円
	第3種電柱	1本につき	1年	1,300円
	第1種電話柱	1本につき	1年	560円
	第2種電話柱	1本につき	1年	900円
	第3種電話柱	1本につき	1年	1,200円
	その他の柱類	1本につき	1年	56円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	1年	5円
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき	1年	3円
	路上に設ける変圧器	1個につき	1年	550円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき	1年	330円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1年	1,100円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき	1年	470円
	広告塔	占用面積1平方メートルにつき	1年	2,200円
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円	
道路法 第32 条第1 項第2 号に掲 げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	110円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	110円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.15メー	長さ1メートル	1年	210円

	トル以上0.2メートル未満のもの		につき		
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	210円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		長さ1メートルにつき	1年	450円
	外径が1.0メートル以上のもの		長さ1メートルにつき	1年	760円
	道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき	1年	1,100円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空通路		占用面積1平方メートルにつき	1年	540円
	地下通路		占用面積1平方メートルにつき	1年	540円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき	1年	540円
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき	1日	22円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき	1月	220円
道路法施行令(昭和	看板(ア)一チであるも	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき	1月	220円

27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と いう。 第7条 第1号 に掲げ る物件	のを除 く。)	その他 のもの	表示面積1平方メ ートルにつき	1月	2,200円	
	標識		1本につき	1年	900円	
	旗ざお	祭礼、縁 日その 他の催 しに際 し、一時 的に設 けるも の	1本につき		1日	22円
		その他 のもの	1本につき		1月	220円
	幕(政令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除く。)	祭礼、縁 日その 他の催 しに際 し、一時 的に設 けるも の	その面積1平方メ ートルにつき		1日	22円
		その他 のもの	その面積1平方メ ートルにつき		1月	220円
	アーチ	車道を 横断す るもの	1基につき		1月	2,200円
		その他 のもの	1基につき		1月	1,100円
政令第7条第2号に掲げる 工作物		占用面積1平方 メートルにつき		1年	1,100円	
政令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき		1月	220円	
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物及び同条第7号 に掲げる施設		占用面積1平方 メートルにつき		1月	110円	

流水	工業用水に供するもの	毎秒1リットルにつき	1年	2,500円
	その他の用に供するもの	毎秒1リットルにつき	1年	250円

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

(佐倉市準用河川占用料条例の一部改正)

第3条 佐倉市準用河川占用料条例（平成12年佐倉市条例第29号）の一部
を次のように改正する。

別表土地占用料の項中「外径」を「外径が」に、

「

1,200円
950円
990円
990円
270円
570円

」を

「

970円
1,100円
1,100円
1,100円
210円
450円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の佐倉市道路占用料条例別表の規定、第2条の規定による改正後の佐倉市法定外公共物管理条例別表の規定及び第3条の規定による改正後の佐倉市準用河川占用料条例別表の規定は、平成28年度以後の年度分の占用料について適用し、平成27年度分までの占用料については、なお従前の例による。